



鷺塚小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」
(いじめ防止対策推進法 総則)

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得ます。学校では、これらの基本的な考えを基に、全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していけるよう、日頃より危機管理意識をもって児童の指導にあたっています。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはなりません。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える共感的人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいます。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めています。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的を開催します。さらに、「いじめ・不登校対策委員会」との連携を図り、教職員によるいじめ防止対策を推進する「生徒指導部会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを把握し、共通理解をもって組織的に対応します。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割及び構成員

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をする。
- イ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策の検討をする
- ウ 教職員への共通理解と、児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をする。
- エ 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、PTA代表、主任児童委員とする。必要によっては、スクールカウンセラー等の専門家も構成員として加える。

(2) 「生徒指導部会」の役割及び構成員

- ア 「いじめ・不登校対策委員会」へいじめ防止対策の現状について報告をする。
- イ いじめアンケートや教育相談の実施を推進し、結果の集約・分析等を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ いじめ、もしくはいじめの疑いがあるとの情報があつた場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- エ いじめ問題が解消したあとも、児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- オ 構成員は、生徒指導担当をはじめ校内の関係職員で構成する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを進める。

- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導部会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに碧南市教育委員会に報告をし、協議を行い、対応をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者および関係した児童ならびにその保護者に対して説明を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は毎年4月に保護者への周知をする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止についても取り組む。